

2 財情報第 5 0 6 号
令和 2 年 6 月 2 6 日

東京都福祉サービス第三者認証評価機関

代表者 様

東京都福祉サービス評価推進機構

公益財団法人東京都福祉保健財団

福祉情報部長 金久保 典子

新型コロナウイルス感染症に関する令和 2 年度東京都福祉サービス第三者評価の
取扱いについて（第 3 報）（通知）

新型コロナウイルス感染症に関する令和 2 年度東京都福祉サービス第三者評価の取扱いについては、令和 2 年 4 月 8 日付 2 財情報第 139 号公益財団法人東京都福祉保健財団福祉情報部長通知「新型コロナウイルス感染症に関する令和 2 年度東京都福祉サービス第三者評価の取扱いについて（第 1 報）（通知）」（以下「令和 2 年度第 1 報通知」という。）及び令和 2 年 5 月 7 日付 2 財情報第 260 号公益財団法人東京都福祉保健財団福祉情報部長通知「新型コロナウイルス感染症に関する令和 2 年度東京都福祉サービス第三者評価の取扱いについて（第 2 報）（通知）」（以下「令和 2 年度第 2 報通知」という。）により御案内したところです。

東京都内において、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言は令和 2 年 5 月 25 日に解除されましたが、引き続き、感染症の拡大防止に向けた対策の徹底が求められています。

つきましては、令和 2 年度における東京都福祉サービス第三者評価に当たっては下記のとおり対応いただくよう、第 3 報を通知いたします。

記

1 事業所への訪問について

東京都福祉サービス第三者評価における事業評価は、事業者による自己評価の分析及び訪問調査を原則とすることから、令和 2 年 7 月 1 日以降は、事業所へ訪問して実施することを前提とします。

なお、事業所への訪問の際は、別紙「東京都福祉サービス第三者評価における新型コロナウイルス感染症防止に係る事業所訪問の際の注意事項」を参照の上、実施していただきますようお願いいたします。

2 令和2年度評価の特例について

令和2年度第1報通知にてお示しした評価の特例「事業所への訪問によらない方法による評価」についても引続き令和3年3月31日まで実施可能とします。

(令和2年度第1報通知掲載「事業所への訪問によらない方法による評価」)

次の調査を行う場合は、事業所への訪問によらない方法により行うこととします。

- ・聞き取り方式による利用者調査
- ・場面観察方式による利用者調査
- ・訪問調査 等

3 その他

本通知については令和2年6月26日現在の状況から発出するものです。今後の状況から順次御案内いたします。

(担当)

東京都福祉サービス評価推進機構
公益財団法人東京都福祉保健財団
福祉情報部評価支援室
電話 03-3344-8515

東京都福祉サービス第三者評価における新型コロナウイルス 感染症防止に係る事業所訪問の際の注意事項

1 訪問前

- (1) 以下に当てはまる評価者については、訪問を控える。
 - ア 感染が拡大している国・地域等への渡航歴（一カ月以内）がある方
 - イ 訪問当日までの2週間以内に、発熱や咳などの体調不良が生じた方
 - ウ 感染した場合に重症化するリスクが高いと不安を覚える方
- (2) 訪問について、事業所の意向の確認や、調査方法の調整等を十分に行う。
- (3) 訪問する評価者等人員は、評価手法を遵守しつつ、必要最小限とする。
なお、評価チームの編成は、評価者の意向を確認した上で行う。
- (4) 対応いただく事業所職員については、必要最小限の人数をお願いする。

2 訪問当日

- (1) 訪問予定の評価者全員に対して検温を行う等の体調確認を行う。体調に異変、不調を感じる評価者は訪問を止める。
- (2) 利用者と評価者又は事業所職員と評価者の間隔を2m（最低1m）以上空ける。
- (3) 調査等を行う部屋では、可能な限り、窓を開け換気する。
- (4) 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- (5) 評価者等は常にマスクを着用する。
- (6) 消毒備品等を持参し、こまめに手洗いや手指消毒を行う。
- (7) 訪問調査の現場確認の一環として、利用者と同じ部屋で食事をとることは行わない。
- (8) 体調に異変、不調を感じる評価者は途中退出する。
- (9) 発症したときのため、誰が誰とどこで会ったかを記録しておく。